

令和8年度花巻市国民健康保険税の税率改正について

本編：税率改正編

1. 花巻市の国民健康保険

- (1) 被保険者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 国保税率見直しの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 国保税率見直しの方向性（R 6 年度検討時の考え方）・・ 4

2. R 8 年度花巻市国民健康保険税について

- (1) 最新の財政見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) R 8 年度税率改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 今後の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

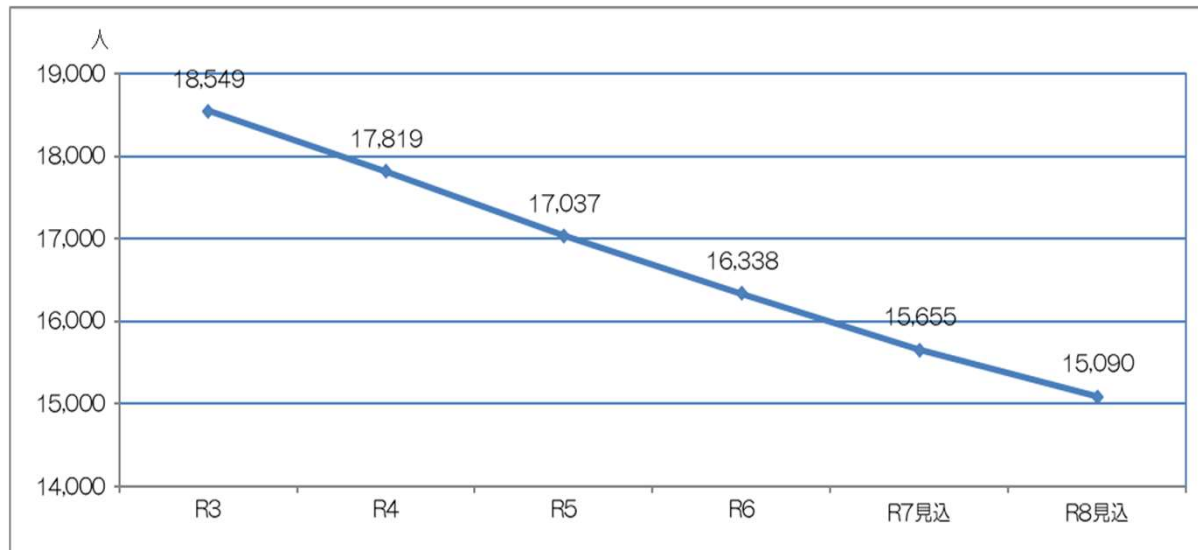
1. 花巻市の国民健康保険

(1) 被保険者の状況

○花巻市の被保険者は、被用者保険及び後期高齢者医療制度への移行などにより年々減少しています。

○被保険者の推移（年度平均）

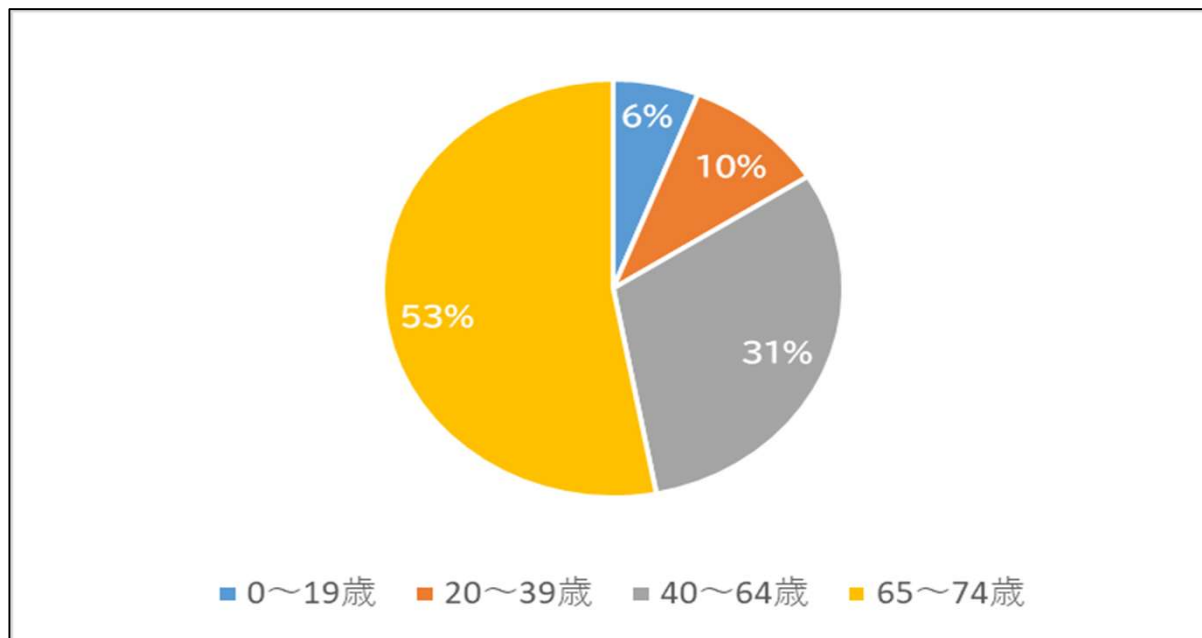
（国保事業年報）



○被保険者の年齢構成は、65歳以上が全体の53%を占めており、高齢者の加入割合が高くなっています。

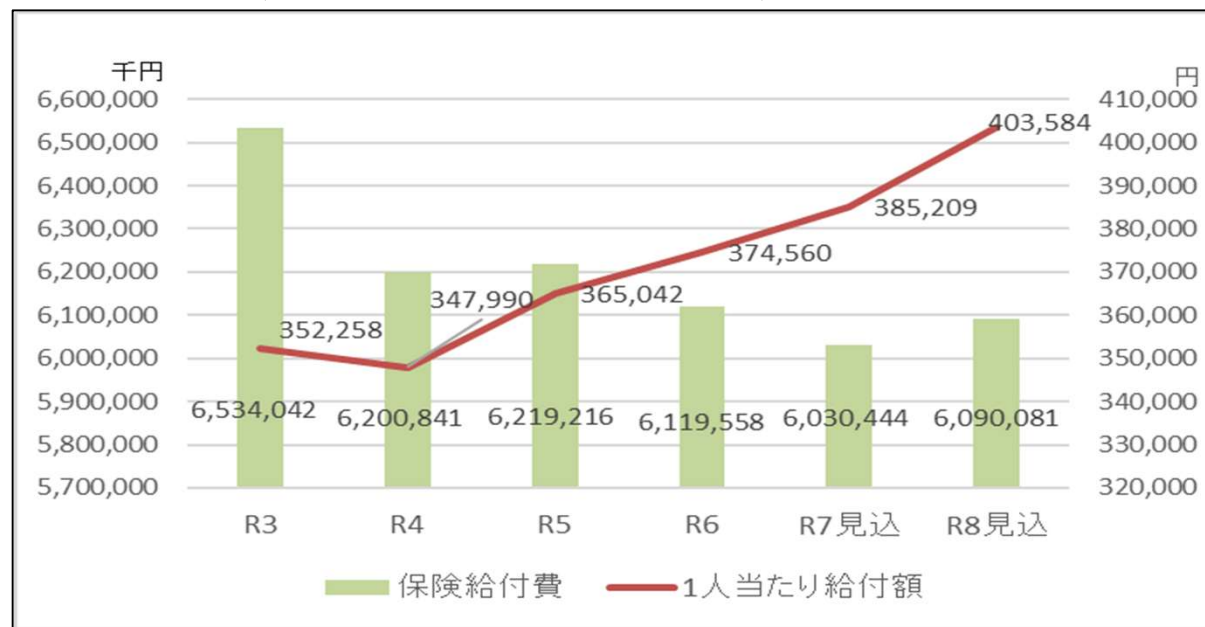
○花巻市国保被保険者 年齢構成

（令和7年度国保実態調査）



○保険給付費は、高齢化や医療の高度化により1人当たり給付費は増加しているものの、被保険者数の減少により総額は減少傾向にあります。

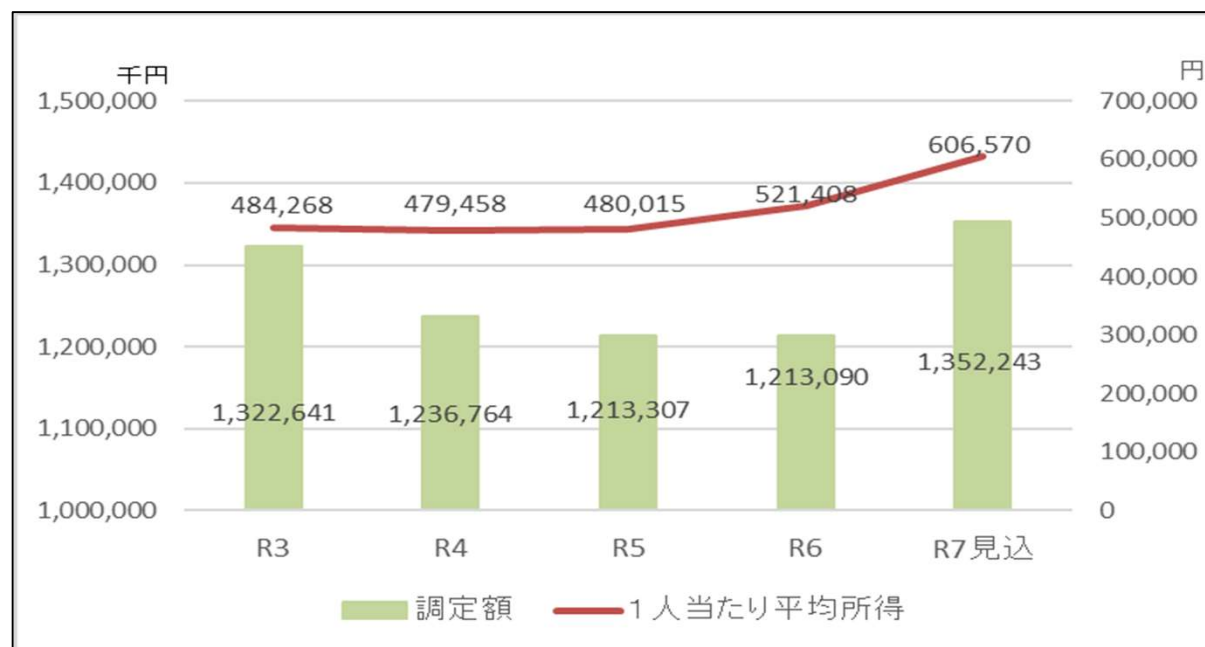
○保険給付費（療養給付費・療養費・高額療養費）及び1人当たり給付費の状況



○1人当たり平均所得は、令和6年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和7年度は上昇しています。

○国民健康保険税は、令和6年度までは被保険者数の減少に伴い、調定額も減少傾向にありましたが、令和7年度は所得の上昇や税率改正により増加しました。

○国民健康保険税調定額（現年課税分）及び1人当たり平均所得



(2) 国保税率見直しの経緯

▶以下、R6.10.21開催の議員説明会での説明要旨（図は説明会資料から転載）

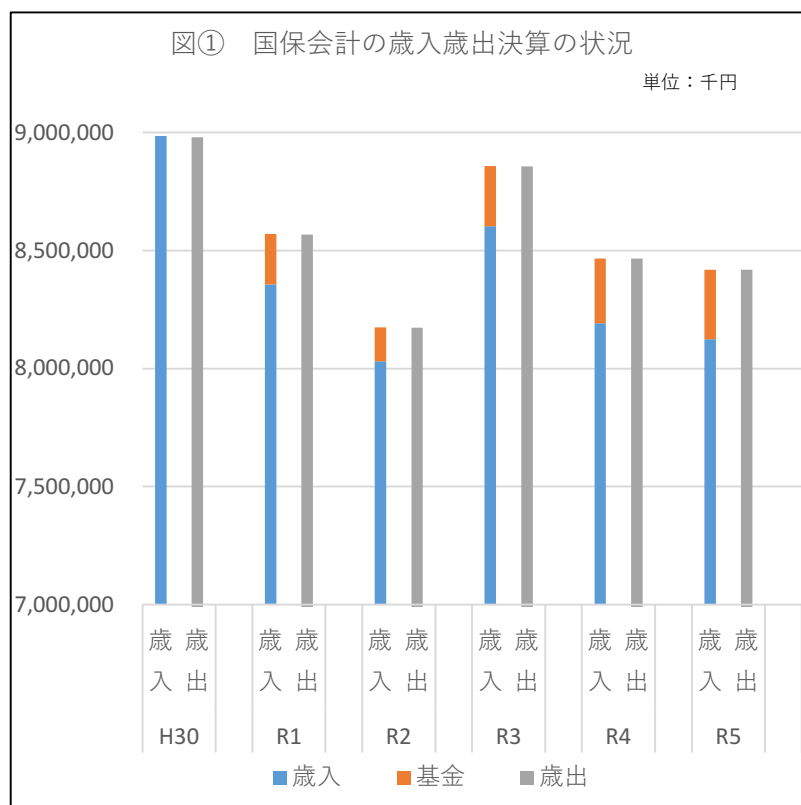
- ・花巻市の国民健康保険税は、H30年度に被保険者の負担軽減を図ることを目的に税率改正（引下げ）を行った。

この改正に伴い生じる歳入不足分は花巻市国民健康保険財政調整基金で補填することとした（図①）

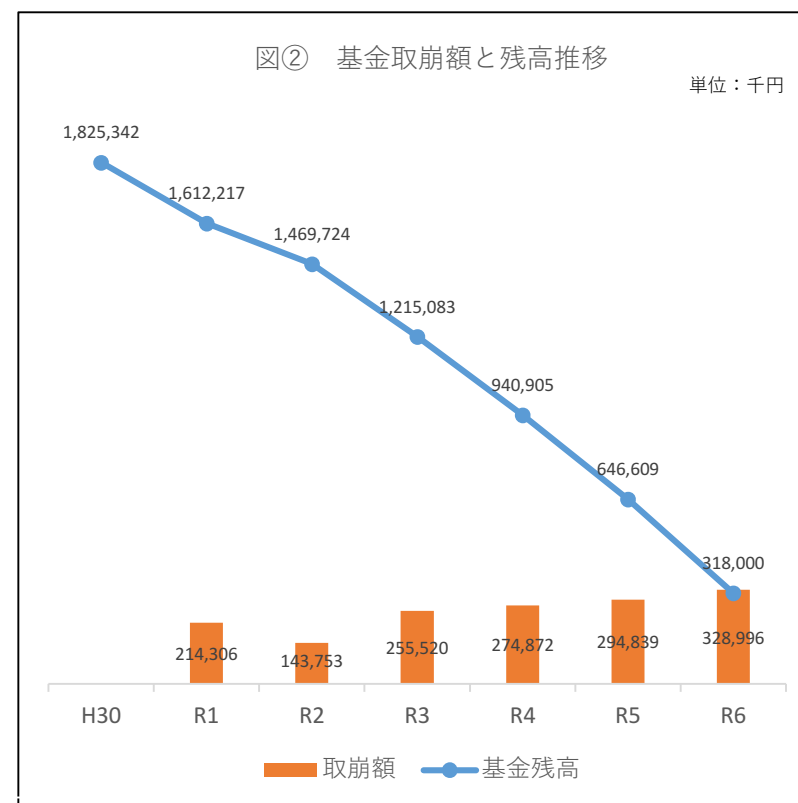
- ・H30年度の税率改正以降、税率を据え置き、毎年度歳入不足分を基金で補填し続けたことで、基金残高は年々減少していった。

R6年度に財政見通しを検証した結果、現行の税率ではR7年度に基金が枯渇する見通しとなったため、税率の見直しが必要であると判断した（図②）

☞税率を維持した場合、R7年度に約0.6億円の赤字、R7年度からR11年度までの赤字累計額は約16.2億円になることが見込まれた。



- ・R1年度以降は、毎年度歳入不足分を基金で補填



- ・H30年度の基金残高は約18億円
- ・毎年度、取崩しを続けることで、基金残高は減少
- ・毎年度の取崩し額は増加傾向

(3) 国保税率の見直しの方向性（R 6 年度検討時の考え方）

R 6 年度の検討時において、国保税の税率見直しの方向性（考え方）を次の通りとした。

①税率見直しの期間はR 7 年度からR11年度の5年間とする。

県がR11年度までの納付金見込額を試算していたことから、R11年度まで財政見通しを立てることができる。

被保険者にとって急激な負担とならないよう、段階的に税額を上昇させる必要がある。

財政見通しを立てることができるR 7 年度からR11年度までの5年間を税率見直しの期間とした。

②目標とする1人当たり税額は収支のとれる税額とする。

これまで歳入不足を補填してきた基金は枯渇する見通しであるため、基金に頼らない税収（収支のとれる税額）とする必要がある。

税率見直し期間の最終年度であるR11年度に収支のとれる税額に到達することを目標とした。

※R11年度の「収支の取れる税額」は96,900円（R 6 年度検討時）

③負担緩和を図るために、基金を活用し、毎年度の上昇額について平準化を図ることとする。

R 6 年度の1人当たり税額72,400円（R 6 検討時見込）からR11年度に収支のとれる税額（96,900円）に到達するまでに必要な上昇額は24,500円。

基金を活用し、毎年度の上昇額を平準化することで、上昇額に対する負担緩和を図ることとした（24,500円÷5年間＝4,900円/年）。

なお、R 6 年度末の基金残高（3.18億円の見込）では平準化を図れないため、不足分約4.43億円を一般会計から基金に積み増した。

④税率は毎年度見直すこととする。

R 6 年度に試算した財政見通しは、今後変動する可能性があることから、毎年度財政見通しを再検証し、税率を見直すこととした。

見直しの結果、R 6 年度に計画した上昇額（4,900円）から上振れしたとしても、追加の財政支援（一般会計からの繰入）は行わない。

▶ R 6 年度検討時のR11年度までの1人当たり税額（見込）と年度末基金残高（見込）

	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
1人当たり税額	72,400円	77,300円 (+4,900円)	82,200円 (+4,900円)	87,100円 (+4,900円)	92,000円 (+4,900円)	96,900円 (+4,900円)
年度末基金残高	7.61億円	4.84億円	2.40億円	1.56億円	0.84億円	0円

2. R 8 年度花巻市国民健康保険税について

(1) 最新の財政見通し

- ・「R 7 年度の決算見込」、「R 8.1 に県から提示された納付金額」をもとに R 8 年度以降の財政見通しを再検証した。
- ・再検証の結果、R 7 年度の 1 人当たり税額から、R 6 年度検討時に計画した毎年度4,900円ずつ税額を上昇させても、R 11 年度には歳入不足（赤字）が生じる見通しとなった。

歳入 (千円)

	令和6年度 決算額	令和7年度 決算見込額	令和8年度 予算額	令和9年度 見込額	令和10年度 見込額	令和11年度 見込額
1 国民健康保険税	1,202,828	1,329,898	1,359,903	1,372,894	1,392,657	1,410,267
2 使用料及び手数料	773	750	750	696	668	640
3 国庫支出金	6,462	6,876	1	0	0	0
4 県支出金	6,262,501	6,238,621	6,216,456	5,939,828	5,733,840	5,520,823
5 財産収入	422	2,376	2,723	0	0	0
6 繰入金 うち基金繰入金	997,778 254,590	782,212 243,996	768,897 265,659	709,527 174,655	686,542 147,134	588,494 29,392
7 繰越金	963	1,248	1	0	0	0
8 諸収入	48,603	28,161	8,504	26,765	25,852	25,002
	8,774,920	8,390,142	8,357,235	8,049,730	7,839,559	7,545,227

財政見通しにズレが生じた主要因

①被保険者の所得上昇により現年分税収が増（上振れ）
⇒R 6 検討時より +6億115万円の見込（R7～R11分）

歳出 (千円)

	令和6年度 決算額	令和7年度 決算見込額	令和8年度 予算額	令和9年度 見込額	令和10年度 見込額	令和11年度 見込額
1 総務費	107,360	121,573	107,371	107,360	107,360	107,360
2 保険給付費	6,147,465	6,146,920	6,126,820	5,846,777	5,642,936	5,457,554
3 納付金	1,902,780	1,946,055	1,963,562	1,943,431	1,938,174	1,916,579
4 財政安定化基金拠出金	0	0	1	0	0	0
5 保健事業費	125,931	134,934	136,715	125,931	125,931	125,931
6 基金積立金	443,676	2,376	2,723	0	0	0
7 公債費	0	0	42	0	0	0
8 諸支出金	46,460	28,241	10,001	26,231	25,158	24,129
9 予備費	0	0	10,000	0	0	0
	8,773,672	8,380,099	8,357,235	8,049,730	7,839,559	7,631,553
実質収支額 a	1,248	10,043	0	0	0	△ 86,326
年度末基金残高	835,695	594,074	341,181	176,526	29,392	0

②試算時の納付金見込額（R6.1県提示）から増（上振れ）
⇒R6検討時より +6億5,216万円の見込（R7～R11分）

▶要因① 【歳入】所得上昇による現年分税収の上振れ（+6億115万円）

○被保険者の所得上昇により、R 7 年度の 1 人当たり税額は計画（+4,900円）以上の上昇が見込まれる

- ・ R 6 年度検討時は、所得額を据え置いた状態で R 11 年度までの税率を試算した。
 ☞ H29～R 6 年度の課税所得額（H28年～R 5 年所得）は47.6万円から52.1万円の範囲でほぼ横ばいの状態（平均49.1万円）であったため
- ・ R 7 年度の課税所得額（R 6 年所得）が急激に上昇（例年の平均額より+11.5万円）したため、1 人当たり税額も急激に上昇した。
 ☞ R7.11末時点での R 7 年度の 1 人当たり税額は85,500円の見込み
 R 6 年度の 1 人当たり税額74,250円（決算額）から+11,250円（予定上昇額4,900円より6,350円の上振れ）

被保険者 1 人当たりの所得割対象所得	
H29（H28年所得）	489,922円
H30（H29年所得）	476,015円
H31（H30年所得）	494,064円
R2（R1年所得）	506,628円
R3（R2年所得）	484,268円
R4（R3年所得）	479,458円
R5（R4年所得）	480,015円
R6（R5年所得）	521,408円
R7（R6年所得）	606,570円

47.6万円
から
52.1万円
(平均49.1万円)

例年より11.5万円上昇

○R 8 年度以降の税率と税収について、所得上昇を見込んで試算し直した

- ・ 米の概算金上昇や年金改定により、R 8 年度課税所得額（R 7 年所得）は前年度比+3.88%と見込み、税率と税収を試算し直した。
- ・ R 9 年度以降は所得上昇を毎年度+1%と仮定し、試算し直した。

【参考】国保税は次の3方式で算出した合計額が年間の税額となる（世帯単位）

- ①所得割額…世帯の各加入者の前年総所得金額から基礎控除額（43万円）を差し引いた額に税率を乗じて算出した額
 ☞税率により計算されるため、所得の変動に応じて賦課額の変動も大きい
- ②均等割額…国保加入者数に均等割額（固定額）を乗じて算出した額
- ③平等割額…国保加入世帯ごとに加算（固定額）

○R 8 年度以降も 1 人当たり税額が4,900円ずつ上昇した場合、4億7,035万円の上振れが見込まれる

- ・ R 7 年度分 試算時 11億5,940万円 ⇒ 決算見込 12億9,020万円（+1億3,080万円）
- ・ R 8 年度～R 11 年度分（※） 試算時 46億8,561万円 ⇒ 再試算（※） 51億5,596万円（+4億7,035万円）

合計6億115万円

▶要因② 納付金額の上振れ（+6億5,216万円）

○県は納付金額の算定に当たり、保有する基金の活用方法を見直した

- ・県は、保有する基金を活用し、毎年度の1人当たり納付金額の平準化（上昇抑制）を図ってきた。
- ・しかし、基金残高が減少したことから取り崩し抑制が必要と判断し、R7年度以降の納付金への活用方法について見直しを行った（医療費の伸びによる増（自然増）には活用しない方針とした）。

【参考】県が保有する「国民健康保険財政安定化基金」とは...

- ・財 源...国の国民健康保険財政安定化基金補助金（H27～H30までの時限措置）
R1年度以降は前年度繰越金（決算剰余金）を積立
- ・使 途...①市町村の国保会計に赤字が生じた場合の貸付 ②1人当たり納付金額の上昇抑制
※1つの基金でそれぞれの会計管理を行っている
- ・基金残高...R6年度末約29億円（うち軽減活用額は約10.1億円）

	県内 1人当たり 納付金額	基金 活用額	1人当たり 納付金 圧縮額
R1	121,721円	－	－
R2	120,514円	2.2億円	△849円
R3	120,120円	0.9億円	△853円
R4	120,254円	－	－
R5	122,029円	11.9億円	△5,059円
R6	125,764円	6.6億円	△2,971円
R7	130,942円	－	－
R8	134,770円	－	－

○基金を活用しない納付金見込額で新たに財政見通しを試算し直した

- ・R6年度検討時の財政見通しは、基金を活用した納付金見込額で試算したものであるため、県が基金の活用方法を見直し納付金見込額に上振れが生じたことに伴い、財政見通しにも変動が生じた。

☞県は、R7年度とR8年度は基金を活用しない納付金額を提示し、R9年度以降も基金を活用しない前提の納付金見込額を提示した（R8.1）。

- ・R7年度からR11年度の「基金を活用した納付金額」と「基金を活用しない納付金額」の差は合計は+6億5,216万円となった。

	R6税率見直時の見込額(A)			R7、R8は確定額、R9以降は見込額(B)			乖離(B)－(A)	
	納付金額（円）	被保険者数（人）	1人当たり 納付金額（円）	納付金額（円）	被保険者数（人）	1人当たり 納付金額（円）	納付金額（円）	1人当たり 納付金額（円）
R7	1,874,788,224	15,599	120,186	1,946,054,321	15,319	127,035	+71,266,097	+6,849
R8	1,818,706,757	15,038	120,941	1,914,181,117	14,681	130,385	+95,474,360	+9,444
R9	1,766,171,316	14,512	121,704	1,892,207,369	14,229	132,982	+126,036,053	+11,278
R10	1,716,981,401	14,019	122,475	1,872,668,083	13,647	137,222	+155,686,682	+14,747
R11	1,650,059,308	13,555	121,731	1,853,752,374	13,089	141,627	+203,693,066	+19,896

※上記の納付金額には子ども・子育て支援金分は含まない

計 +652,156,258

(2) R 8 年度税率改正案

ア 現在の状況 R 8 年度から R 11 年度までに必要な上昇額は 21,700 円

- ・ R 6 年度の税率検討時は、R 7 年度から 1 人当たり税額を毎年度 4,900 円ずつ上昇させ R 11 年度に収支のとれる税額 96,900 円に到達する計画であった。…①
 - ・ 納付金見込額の上振れに伴い収支の取れる税額は 107,200 円に上昇し、必要な上昇額も 24,500 円から 34,800 円に上振れした（計画時より +10,300 円）。R 7 年度の 1 人当たり税額が計画通りに 4,900 円上昇した場合、R 8 年度から R 11 年度までに必要な上昇額は 29,900 円（毎年度の上昇額は 7,475 円）となる。…②
 - ・ R 7 年度の 1 人当たり税額は 11,250 円の上昇が見込まれることから、R 8 年度から R 11 年度までに必要な上昇額は 21,700 円（毎年度の上昇額は 5,425 円）となる。…③
- ☞ R 6 年度 1 人当たり税額 72,400 円（検討時見込）⇒ 74,250 円（確定）…1,850 円の上振れ
- $$21,700 = 34,800 \text{円（必要な上昇額）} - 11,250 \text{円（R 7 年度上昇額）} - 1,850 \text{円（R 6 年度上振れ分）}$$

イ R 8 年度税率案（急激な税額上昇の負担緩和を図るため、従来分の税率を据え置く）

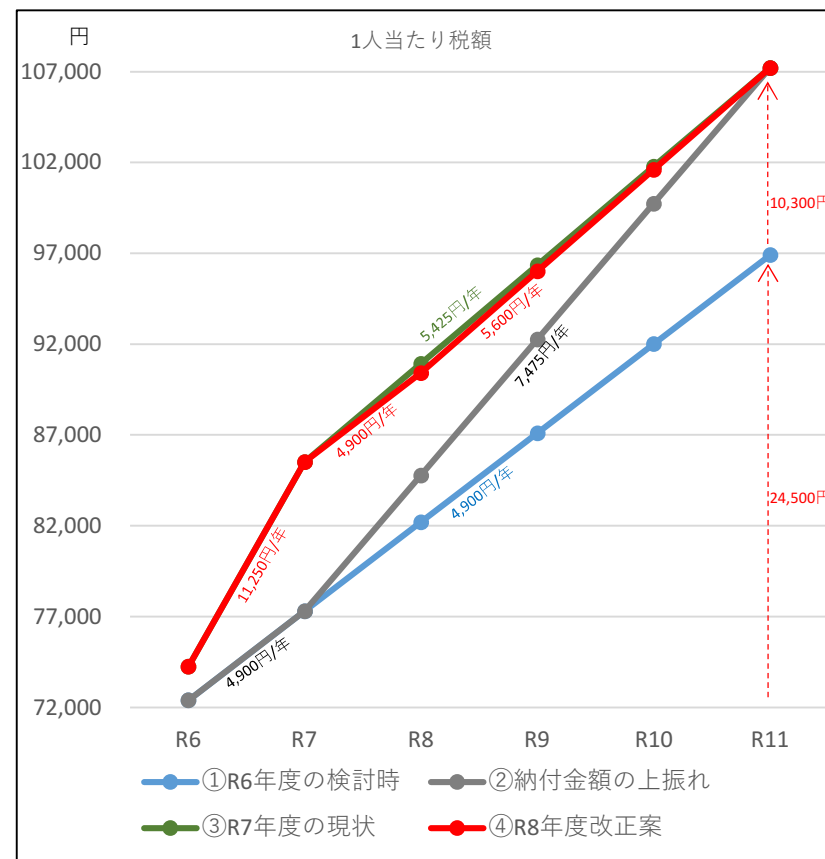
- ・ 子ども・子育て支援金の税率を新設することで、1 人当たり 3,400 円の税額上昇が見込まれる。
- ・ 従来分（医療分、後期高齢者支援分、介護分）の税率を据え置いた場合、所得の上昇により、従来分で 1 人当たり 1,500 円の税額上昇が見込まれる。
- ・ 合計 4,900 円の税額上昇が見込まれ、必要な上昇額 5,425 円の近似値となる。…④
- ・ 従来分の税率は変わらないため、所得に変動がない被保険者の従来分の税額は R 7 年度と同額となり、急激な税額上昇の負担緩和を図ることができる。

ウ R 9 年度以降の税率改正について

- ・ 国は、増大する医療費を抑制するため、制度の見直しを進める考えを示している（高額療養費の限度額、OTC 類似薬の追加負担、高齢者の窓口負担など）。
- ・ 今後の国の動向次第では、納付金額にも影響が生じ、現時点で見込む R 9 年度以降に必要な上昇額から変動（下振れ）する可能性も見込まれる。

▶ 結論

- ・ R 8 年度は被保険者に対する負担緩和が必要であること、R 9 年度以降の上昇額は国が進める制度見直し踏まえて検討する必要があること。
- ・ 以上のことを踏まえ、**R 8 年度の 1 人当たり税額の上昇額は見直さず、従来分は R 7 年度の税率を据え置き、制度が開始する子ども・子育て支援金の税率を新設する税率改正とする。**



▶ R 8 年度税率改正案と R 9 年度から R11 年度までの税率（見込）

		R7 (現行税率)	R8 (改正案)	前年度比	(参考) 標準税率	R 9	R10	R11
医療分	所得割	6.50%	6.50%	改定なし	5.81%	6.50%	6.50%	6.50%
	均等割	16,500円	16,500円		17,109円	16,500円	22,000円	30,000円
	平等割	16,300円	16,300円		10,983円	16,300円	16,500円	16,500円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.50%	2.50%		4.23%	2.50%	2.50%	2.50%
	均等割	9,500円	9,500円		12,410円	12,800円	12,800円	12,800円
	平等割	7,000円	7,000円		7,967円	8,000円	8,000円	8,000円
介護分	所得割	2.00%	2.00%		3.59%	2.50%	2.50%	2.50%
	均等割	7,900円	7,900円		12,265円	12,800円	12,800円	12,800円
	平等割	7,800円	7,800円		6,053円	8,000円	8,000円	8,000円
子ども 子育て 支援分	所得割	—	0.40%	新設	0.82%	0.40%	0.60%	0.60%
	均等割	—	1,300円		1,283円	1,300円	2,000円	2,000円
	平等割	—	1,200円		819円	1,200円	1,800円	1,800円
応能：応益		53.7：46.3	55.7：44.3	—	—	53.6：46.4	51.3：48.7	48.4：51.6
1 人 当 た り 税 額	従来分	85,500円	87,000円			92,400円	96,800円	102,400円
	子ども・子育て支援分	—	3,400円			3,600円	4,800円	4,800円
	合計	85,500円	90,400円			96,000円	101,600円	107,200円
	前年度比	+11,250円	+4,900円			+5,600円	+5,600円	+5,600円

※「子ども・子育て支援金」の税額は、国が試算した1人当たり支援金額を仮で加算している。

※R 9 年度以降の税率は見込み。毎年度、財政見通しを再検証の上、税率を決定する。

R11年度までの財政見通し

歳入

単位：千円

	令和6年度 決算額	令和7年度 決算見込額	令和8年度 予算額	令和9年度 見込額	令和10年度 見込額	令和11年度 見込額
1 国民健康保険税	1,202,828	1,329,898	1,359,903	1,383,241	1,410,567	1,436,918
2 使用料及び手数料	773	750	750	696	668	640
3 国庫支出金	6,462	6,876	1	0	0	0
4 県支出金	6,262,501	6,238,621	6,216,456	5,939,828	5,733,840	5,520,823
5 財産収入	422	2,376	2,723	0	0	0
6 繰入金	997,778	782,212	768,897	699,180	668,632	648,170
うち基金繰入金	254,590	243,996	265,659	161,116	123,213	66,852
7 繰越金	963	1,248	1	0	0	0
8 諸収入	48,603	28,161	8,504	26,785	25,852	25,002
	8,774,920	8,390,142	8,357,235	8,049,730	7,839,559	7,631,553

歳出

	令和6年度 決算額	令和7年度 決算見込額	令和8年度 予算額	令和9年度 見込額	令和10年度 見込額	令和11年度 見込額
1 総務費	107,360	121,573	107,371	107,360	107,360	107,360
2 保険給付費	6,147,465	6,146,920	6,126,820	5,846,777	5,642,936	5,457,554
3 納付金	1,902,780	1,946,055	1,963,562	1,943,431	1,938,174	1,916,579
4 財政安定化基金拠出金	0	0	1	0	0	0
5 保健事業費	125,931	134,934	136,715	125,931	125,931	125,931
6 基金積立金	443,676	2,376	2,723	0	0	0
7 公債費	0	0	42	0	0	0
8 諸支出金	46,460	28,241	10,001	26,231	25,158	24,129
9 予備費	0	0	10,000	0	0	0
	8,773,672	8,380,099	8,357,235	8,049,730	7,839,559	7,631,553
実質収支額 a	1,248	10,043	0	0	0	0
年度末基金残高	835,635	594,074	341,181	190,065	66,852	0

(3) 今後の流れ

■今後の予定

- 2月 議員説明会（18日）、国保運営協議会（19日）
- 3月 市議会定例会に議案上程（子育て支援を含む当初予算と条例改正）
- 3月末 専決による条例改正（地方税法施行令改正に伴う改正）

【（参考）「子ども・子育て支援金」に係る法整備と条例改正】

- ・国民健康保険税は、「地方税法（※1）」及び「地方税法施行令（※2）」に基づき、市町村条例で定める仕組みである。
- ・「花巻市国民健康保険税条例」において「子ども・子育て支援分」の規定を設けるためには、国の法整備後の改正とする必要がある。

※1 地方税法…市町村が国保加入者に課す国保税について規定（R 6. 6改正済）

⇒課税対象（「基礎分（医療分）」「後期高齢者支援金分」「介護分」「子ども・子育て支援金」）、賦課方式（均等割、平等割、資産割、所得割）、軽減など

※2 地方税法施行令…地方税法において政令で定めるとしているものを規定（R 8. 3下旬の改正見込）

⇒賦課限度額、低所得者の軽減対象に係る算定基準など

(参考) モデルケース

1人当たり税額の平均上昇額

+4,900円

+5,600円

+5,600円

+5,600円

+21,700円

() は前年度比

例 1		R7	R8	R9	R10	R11	R7→R11
本人 (25)	給与収入 : 150万円 給与所得 : 85万円 (R7以前95万円) 2割軽減	86,240円	80,920円 (-5,320円)	84,360円 (+3,440円)	90,800円 (+6,440円)	97,200円 (+6,400円)	+10,960円
例 2		R7	R8	R9	R10	R11	R7→R11
本人 (45)	給与収入 : 280万円 給与所得 : 188万円	312,800円	335,800円 (+23,000円)	377,050円 (+41,250円)	404,150円 (+27,100円)	436,150円 (+32,000円)	+123,350円
妻 (40)	給与収入 : 100万円 給与所得 : 35万円 (R7以前45万円)						
子 (15)							
子 (10)							
例 3		R7	R8	R9	R10	R11	R7→R11
本人 (50)	営業所得300万円	381,600円	395,680円 (+14,080円)	426,130円 (+30,450円)	444,470円 (+18,340円)	460,470円 (+16,000円)	+78,870円
妻 (50)							
例 4		R7	R8	R9	R10	R11	R7→R11
本人 (64)	給与収入 : 96万円 給与所得 : 31万円 (R7以前41万円) 年金収入 : 50万円 年金所得 : 0万円 7割軽減	19,500円	20,250円 (+750円)	23,070円 (+2,820円)	25,170円 (+2,100円)	27,570円 (+2,400円)	+8,070円
例 5		R7	R8	R9	R10	R11	R7→R11
本人 (70)	年金収入 : 200万円 年金所得 : 90万円 2割軽減	81,740円	85,620円 (+3,880円)	89,060円 (+3,440円)	95,600円 (+6,540円)	102,000円 (+6,400円)	+20,260円
例 6		R7	R8	R9	R10	R11	R7→R11
本人 (73)	年金収入 : 200万円 年金所得 : 90万円	79,950円	83,080円 (+3,130円)	87,530円 (+4,450円)	95,070円 (+7,540円)	103,070円 (+8,000円)	+23,120円
妻 (70)	年金収入 : 78万円 年金所得 : 0万円 5割軽減						

※税額は現時点での見込額

資料編

I. 国民健康保険制度とは

- (i) 医療保険制度と国民健康保険制度 13
- (ii) 国民健康保険制度の仕組み 14
- (iii) 自己負担と給付 15
- (iv) 国民健康保険税（料） 17

II. 国民健康保険制度に係る制度改正

- (i) 国民健康保険の都道府県化 19
- (ii) 子ども・子育て支援金 21

I. 国民健康保険制度とは

(i) 医療保険制度と国民健康保険制度

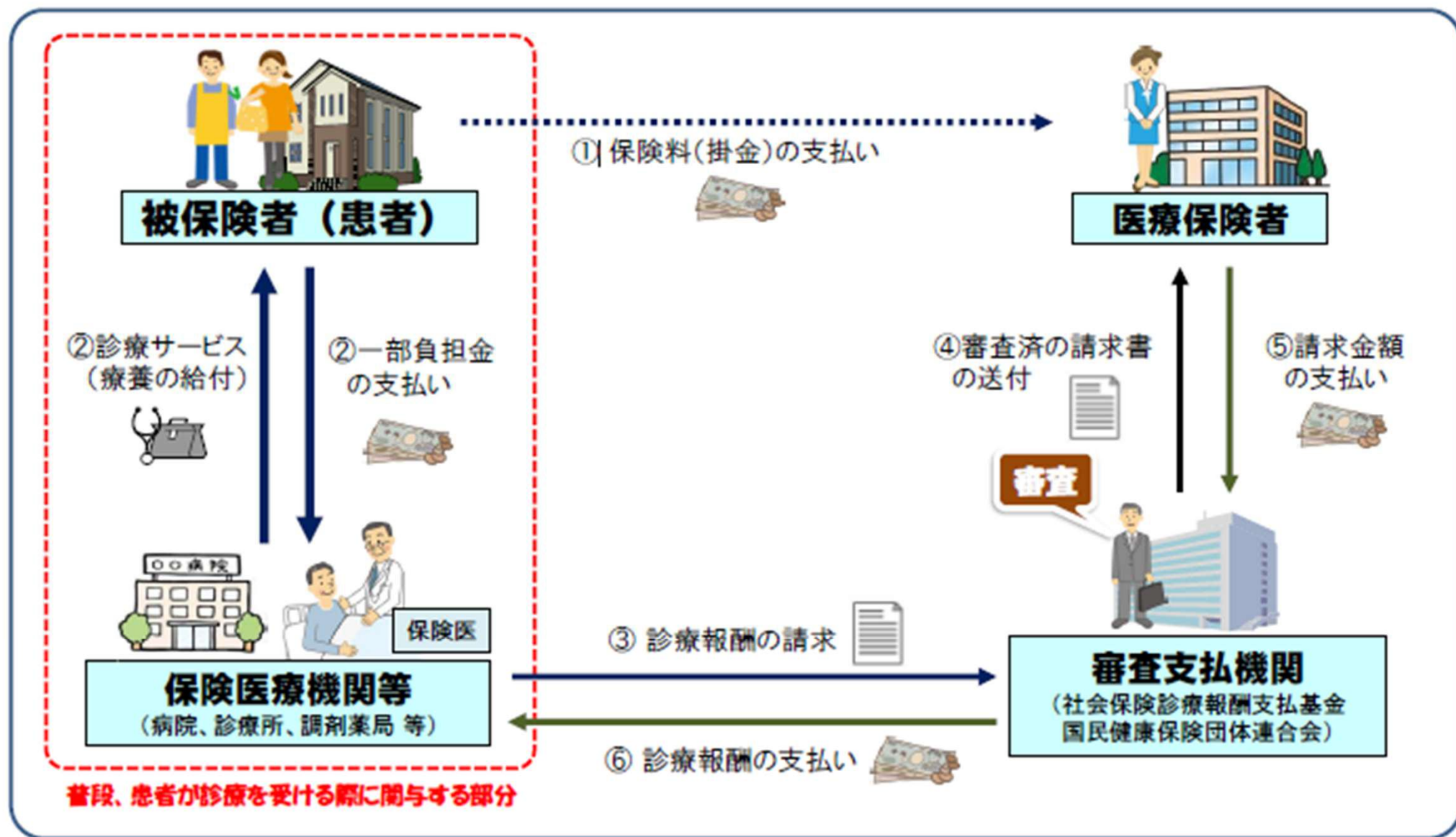
- 全ての国民が公的医療保険に加入し、全員が保険税（料）を支払うことで、お互いの負担を軽減し、病気やケガのリスクを社会全体で支え合う仕組みを『国民皆保険』といいます。
- 国民健康保険制度は、他の医療保険に加入できない人が加入する保険であり、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みです。
- 国民健康保険は他の保険と比較し、高齢者の割合が高く、平均所得が低い特徴があります。

各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (令和5年3月末)	1,716	1	1,383	85	47
加入者数 (令和5年3月末)	2,413万人 (1,636万世帯)	3,944万人 〔被保険者2,480万人 被扶養者1,464万人〕	2,820万人 〔被保険者1,655万人 被扶養者1,165万人〕	982万人 〔被保険者574万人 被扶養者409万人〕	1,913万人
加入者平均年齢 (令和4年度9月末)	54.2歳	38.9歳	35.9歳	33.1歳	82.8歳
65～74歳の割合 (令和4年度)	44.6%	8.2%	3.5%	2.4%	1.4%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和4年度)	40.6万円	20.4万円	18.4万円	18.5万円	95.6万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和4年度)	96万円 〔一世帯当たり 143万円〕	175万円 〔一世帯当たり(※3) 279万円〕	245万円 〔一世帯当たり(※3) 418万円〕	246万円 〔一世帯当たり(※3) 430万円〕	93万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和4年度)(※4) 〈事業主負担込〉	9.1万円 〔一世帯当たり 13.6万円〕	12.5万円〈25.1万円〉 〔被保険者一人当たり 20.0万円〈39.9万円〉〕	13.9万円〈30.4万円〉 〔被保険者一人当たり 23.7万円〈51.9万円〉〕	14.4万円〈28.7万円〉 〔被保険者一人当たり 25.3万円〈50.5万円〉〕	7.9万円
保険料負担率	9.5%	7.2%	5.7%	5.8%	8.6%
公費負担	給付費等の50% + 保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の約50% + 保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和7年度予算案ベース)	4兆497億円 (国2兆9,145億円)	1兆1,841億円 (全額国費)	1,253億円 (全額国費)		9兆5,009億円 (国6兆286億円)

(ii) 国民健康保険制度の仕組み

保険診療における全体の流れ



(iii) 自己負担と給付

病気やケガをしたとき、医療機関でマイナ保険証（保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）または資格確認書を提示することで、一部負担金を支払うことで次の診療を受けることができます。

【受けられる医療】

- ①診察、②医療処置、手術、③薬や治療材料の支給
- ④在宅療養・看護、⑤訪問看護（医師が認めた場合）

【病院で負担する割合（一部負担金）】

それぞれの年齢層における負担は、以下のとおりです。

- ・義務教育就学前 2割
- ・義務教育就学後～69歳 3割
- ・70歳以上 2割
- ・70歳以上（現役並み所得者） 3割

※75歳以上は後期高齢者医療制度対象

	一般所得者等	一定以上 所得者	現役並み 所得者
75歳	1割負担	2割負担	3割負担
70歳	2割負担		3割負担
6歳 (義務教育就学後)	3割負担		
	2割負担		

【その他の給付】

給付	内容
療養費	いったん全額自己負担した場合、申請することで自己負担分を除いた額が払い戻されます。 ①緊急などでやむを得ず、マイナ保険証（または資格確認書）を提示せずに治療を受けたとき ②医師が認めたコルセットなど治療用装具を購入 など
高額療養費	同じ月内の医療費の負担が高額になり、自己負担限度額を超えた場合、申請して認められれば、限度額を超えた分を高額療養費として支給されます。 また、マイナ保険証をお持ちでない方は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示することにより、自己負担限度額までのお支払いとなります。事前に国保医療課の窓口で申請が必要になります。
高額介護合算療養費	同一世帯内で医療保険と介護保険の両方の自己負担が高額になった場合、その合算額が一定の限度額を超えた部分を給付
移送費	病気やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的の必要があり移送された場合に給付されます。
出産育児一時金	国保の被保険者が出産したときに支給されます。
葬祭費	被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った方へ支給されます。

(iv) 国民健康保険税（料）

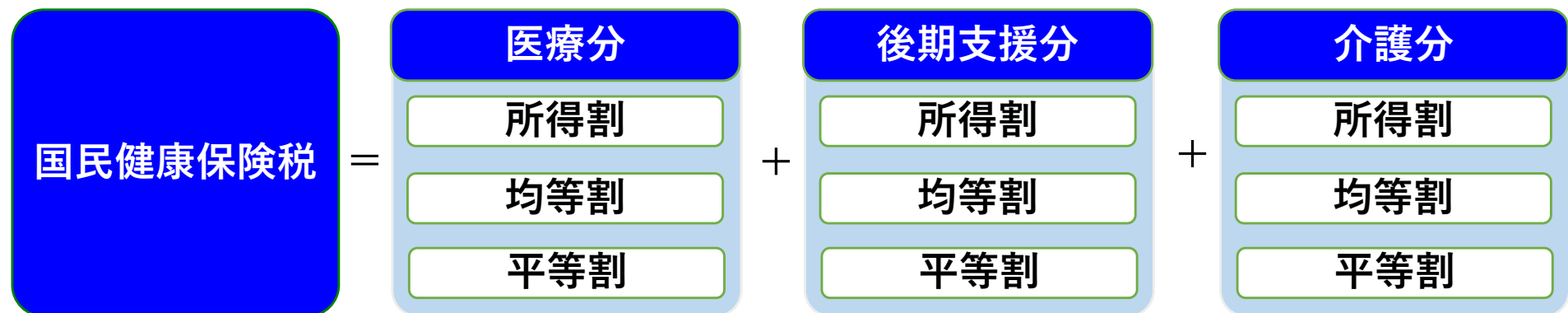
国民健康保険税は「国民健康保険税事業費納付金、財政安定化基金拠出金、その他国民健康保険事業」に充てるため賦課する税で、「基礎（医療）分」、「後期高齢者支援金（後期支援分）」、「介護納付金分（介護分）」の三つで構成されています。

医療分	医療費の財源となる保険税
後期支援分	後期高齢者医療制度を支えるための財源となる保険税
介護分	介護保険制度を支えるための財源となる保険税（40～64歳の被保険者のみ）

また、医療分・支援分・介護分の各保険料は、「所得割」・「均等割」・「平等割」の各金額の合計により計算します。

所得割	前年中の所得に応じて計算
均等割	世帯における国保加入者の人数に応じた計算
平等割	1世帯当たりの金額

【国民健康保険税の構成要素】



また、国民健康保険税は地方税法の規定により、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより以下の減額が行われます。

低所得者軽減

世帯主（国保資格のない世帯主を含む）と被保険者の前年中の所得額の合計額（世帯の総所得金額等）が下表の基準額以下の場合、均等割と平等割が軽減されます。

※65歳以上の方の公的年金所得については、15万円を控除した額で軽減判定されます。

軽減割合	軽減判定の基準となる世帯の総所得金額（R7年度基準）
7割	43万円 + (給与所得者等の人数-1)×10万円以下
5割	43万円 + (給与所得者等の人数-1)×10万円 + (30.5万円×被保険者数)以下
2割	43万円 + (給与所得者等の人数-1)×10万円 + (56万円×被保険者数)以下

未就学児軽減

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（未就学児）に係る均等割額は5割軽減されます。

産前産後軽減

出産（予定）する方の産前産後期間（単胎4ヶ月、多胎6ヶ月）の所得割と均等割が軽減されます。

特例対象被保険者等に係る課税の特例（非自発的失業者軽減）

倒産や解雇、または正当な理由のある自己都合退職により、国民健康保険に加入した方は前年中の給与所得を30%とみなして税額を算定します。

Ⅱ. 国民健康保険に係る制度改革

(i) 国民健康保険の都道府県化

国民健康保険は市町村単位で運営を担っていましたが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料の負担が重い」、「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。

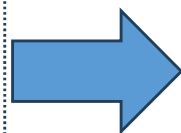
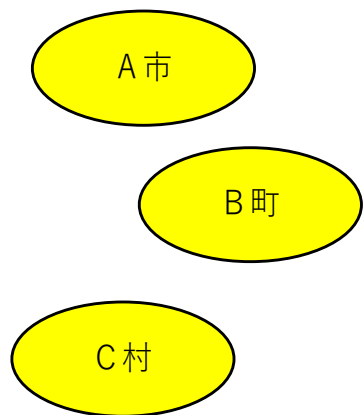


【平成30年度以降】

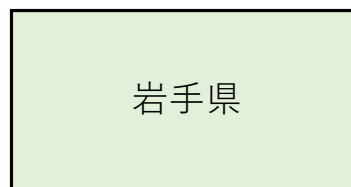
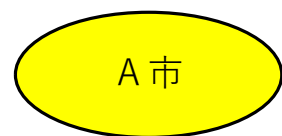
○都道府県も市町村とともに国保の運営に加わり、国保の財政運営を市町村から都道府県単位に拡大し、それぞれの役割を明確化しました。

平成30年 3月まで

平成30年 4月から



●市町村は県へ納付金を納める



●運営方針の策定

●保険給付の費用を
市町村へ交付

岩手県の役割

- 財政運営の責任主体
- 納付金額の決定
- 保険給付費の費用を市町村へ交付
- 運営方針の策定し、市町村事務の効率化・広域化を推進

市町村の役割

- 資格管理
- 保険給付費の決定・給付
- 保険税率の決定
- 賦課・徴収
- 保健事業

平成30年度以降、被保険者の減少や高齢化、被用者保険の適用拡大による低所得化などの加入者構成の変化や課題の拡大



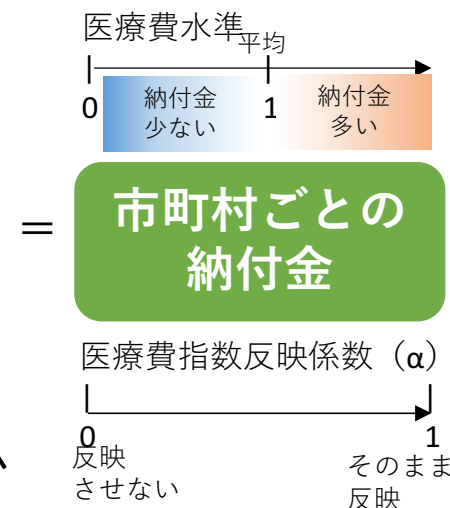
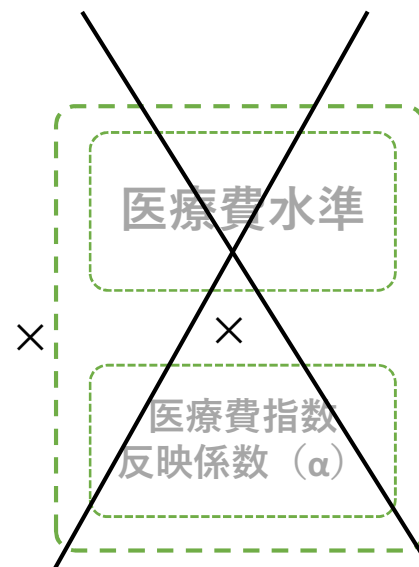
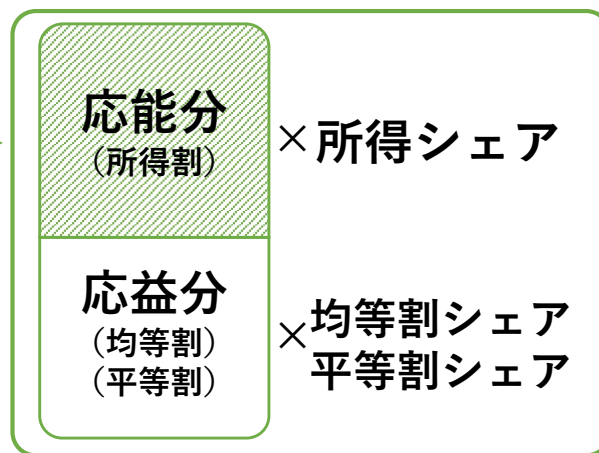
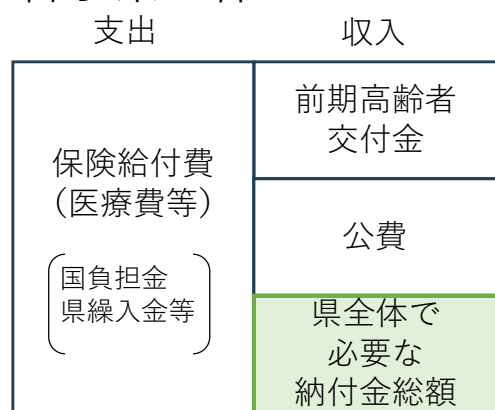
国は、都道府県内の保険料（税）水準の統一に向け取組を強力に支援するため、「保険料水準統一加速化プラン」策定 19

保険料水準統一のステップ1「納付金ベースの統一」

納付金算定に当たり、市町村の医療費水準の差異を反映しない

【納付金算定のイメージ】

岩手県全体



保険料水準統一のステップ2「完全統一」

同じ所得水準・世帯構成であれば、県内どの市町村でも同じ保険税水準となること（＝保険税率の統一）。

現行							
A市	3方式 医療分	3方式 後期分	3方式 介護分	統一後	医療分 3方式	後期分 3方式	介護分 3方式
	所得割 7.50%	所得割 2.60%	所得割 2.00%		所得割 6.37%	所得割 2.31%	所得割 1.92%
	均等割 30,900円	均等割 10,400円	均等割 10,000円		均等割 18,630円	均等割 7,260円	均等割 7,700円
	平等割 21,400円	平等割 7,200円	平等割 5,200円		平等割 20,780円	平等割 6,780円	平等割 5,790円
B村	4方式 医療分	4方式 後期分	4方式 介護分				
	所得割 4.70%	所得割 2.20%	所得割 1.40%				
	資産割 11.00%	資産割 10.00%	資産割 7.00%				
	均等割 13,500円	均等割 7,000円	均等割 5,000円				
	平等割 19,000円	平等割 9,000円	平等割 7,000円				

※ 統一後の保険税は、試算に基づくものではなく、便宜上の税率

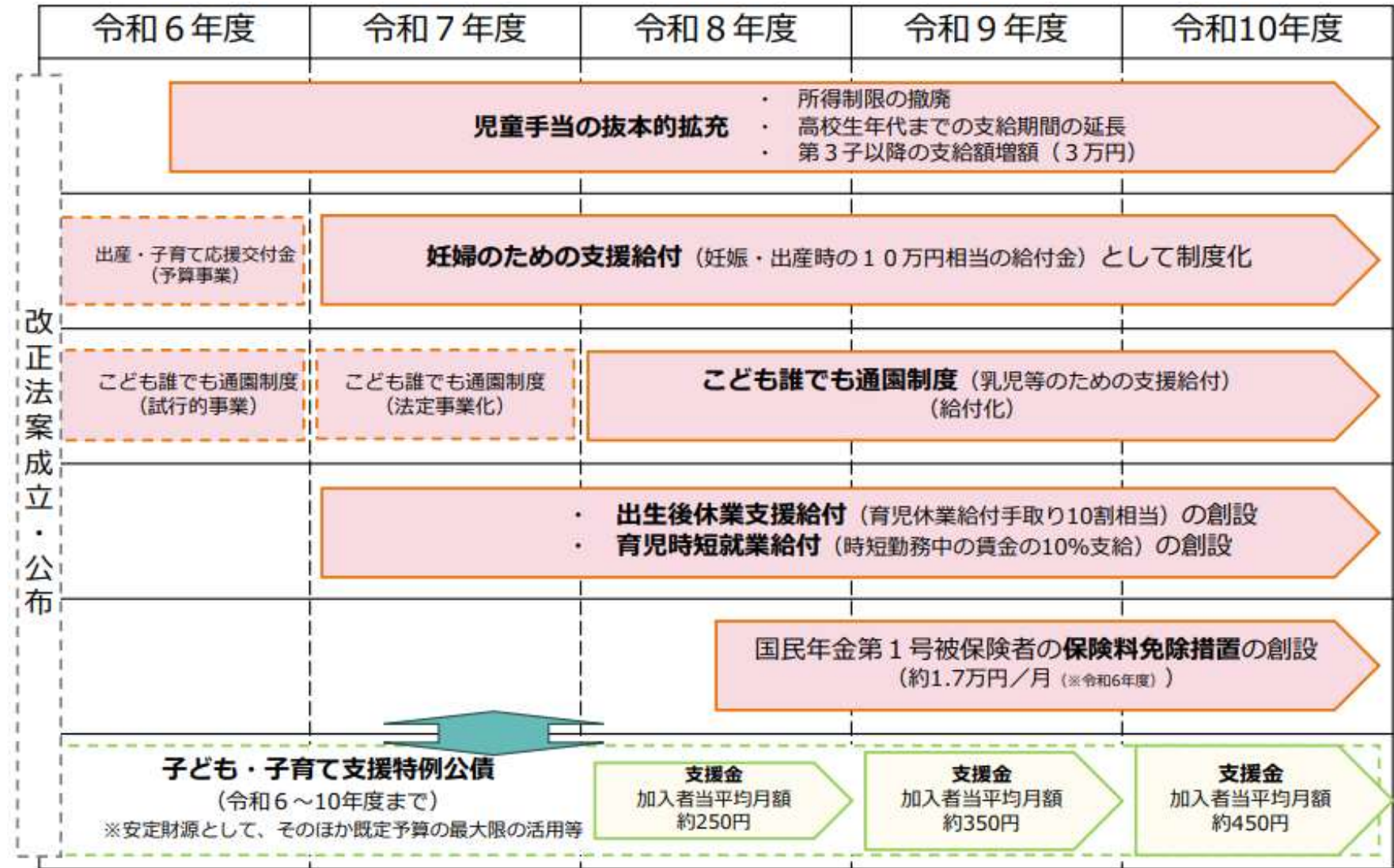
岩手県

令和12年度から令和17年度の間に統一を目標とし検討中

(ii) 子ども・子育て支援金

少子化対策と子育て世帯への支援を強化するため、社会保険制度を通じて支援納付金を拠出する、子ども・子育て支援金制度が創設されました。（令和8年4月1日施行）

【支援納付金の使途及び実施スケジュール】

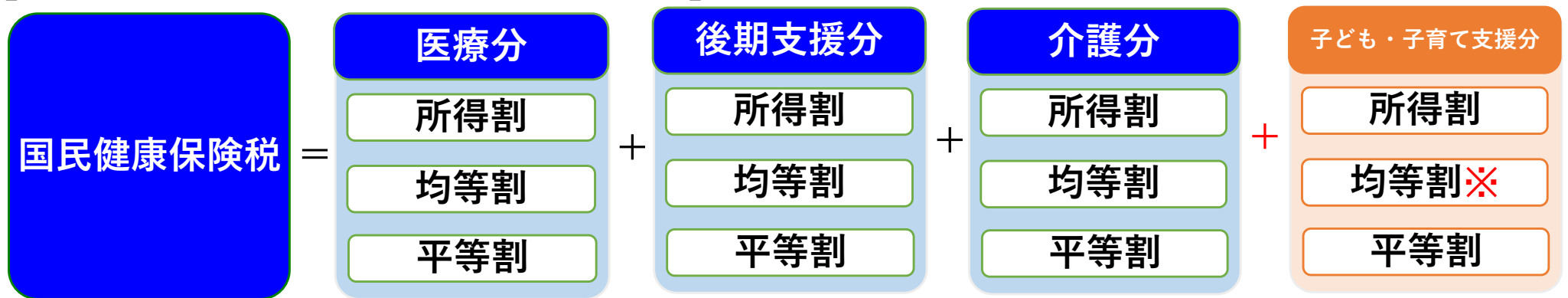


【支援金の負担者及び徴収方法】

支援金の負担は、子どもの有無に関係なく、健康保険（会社員）、国民健康保険、後期高齢者医療制度などすべての医療保険加入者が対象となります。医療保険者は、医療保険料等とあわせて、被保険者及び事業主から子ども・子育て支援金を徴収し、徴収した支援金を支援納付金として国に納付します。

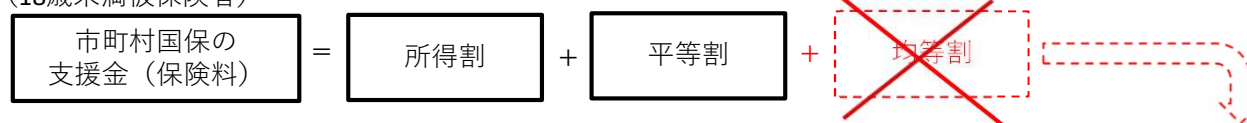


【国民健康保険における支援金の計算のしくみ】



※子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう18歳未満被保険者は、子ども・子育て支援分の均等割は10割軽減

(18歳未満被保険者)



※18歳未満均等割軽減額総額は、18歳以上被保険者が負担

(18歳以上被保険者)

